

【外貨預金】（新規取扱終了）

あおしん外貨普通預金（新規取扱終了）

商品名	あおしん外貨普通預金（2021年9月30日を以て新規取扱終了）
商品概要	外貨通貨建ての、期間の定めのない預金です。
預金保険	外貨預金は預金保険の対象外です。
販売対象	法人および個人のお客さま（いずれも居住者） ※居住者とは、日本に住所や居所を有し、活動している個人や法人をいいます。また、国内円預金と同様、定められた手続きにより本人確認をさせていただきます。
期間	期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨	● 随時お預け入れいただけます。米ドルについては午前10時ごろから、ユーロは午前11時ごろからご利用いただけます。 ● 1通貨単位。 ● 1補助通貨単位まで預入可能。 ● 米ドル、ユーロ。
払戻方法	● 随時払い出し。米ドルについては午前10時ごろから、ユーロは午前11時ごろからご利用いただけます。
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	● 変動金利。マーケット環境等により見直しをすることがあります。 ※店頭表示はしておりませんので、窓口または当金庫ホームページにてご確認ください。 ● 毎年3月と9月の当金庫所定の日にお支払いいたします。 ● 毎日の最終残高について付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割り計算。
税金	● 利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税（国税15%（平成25年1月より15.315%）、地方税5%）として課税されます。 ● お利息はマル優の対象外です。 ● 為替差益への課税 <法人のお客さま> 総合課税。 <個人のお客さま> 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 ※くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
申込方法	お取引の条件として、初めにお客様のリスク適合性を質問形式にて確認させていただきます。その結果によっては、お取引をお受けできない場合がございます。
手数料および適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ※くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
付加できる特約事項	ございません。

（次頁へ続く）

お問い合わせ先	<p>●青梅信用金庫コールセンター フリーダイヤル：0120-60-1130 (受付時間：9時～17時 但し、土・日・祝日は除きます。)</p> <p>●お取引店（お取引店の電話番号・住所につきましては、当金庫ホームページ（http://www.aosyn.co.jp）にてご確認ください。</p>
当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体	<p>ございません</p>
通帳・キャッシュカード	<p>●通帳式（本預金の口座開設にあたり、通帳を発行いたします。） なお、国内の円建て普通預金と異なり、ATMではお取扱いできません。</p> <p>●キャッシュカードは発行いたしません</p>
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	<p>●苦情処理措置 本商品の苦情等は、①当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部お客様相談室（9時～17時、電話：0120-00-2085）、②上記加入協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」（電話：0120-64-5005）一までお申し出ください。</p> <p>●紛争解決措置 ①上記加入協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けたADR FINMAC、②東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）一までお申し出ください。また、お客様から、ADR FINMACや上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<p>●外貨預金のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。</p> <p>●為替予約はお取り扱いいたしません。</p> <p>●この預金は外貨普通預金規定によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。</p>
お申込み時のご注意点	<p>●円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート（預入時）、TTB（引出時）をそれぞれ適用します）。</p> <p>したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。</p> <p>●外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替変動の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。</p>